令 和 6 年 度 (2024 年)

仕 様 書

業務名 発寒清掃工場電油操作器整備業務

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名

発寒清掃工場電油操作器整備業務

2 業務内容

本委託業務は、焼却設備の安定した稼動を確保することを目的とし、電油操作器の円滑かつ継続的な運転を図るための点検、整備、清掃等を行うものである。

3 履行期限

契約日から令和6年(2024年)7月31日まで

4 履行場所

札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1 番 1 号 札幌市発寒清掃工場

- 5 設備概要
 - (1) 炉圧調整ダンパ用電油操作器

岡谷精立工業株式会社製

HOP2-S36113-110-J 計2台

(2) 押込送風機入口ダンパ用電油操作器

岡谷精立工業株式会社製

HOP2-S36113-110-J 計2台

(3) 誘引通風機入口ダンパ用電油操作器

岡谷精立工業株式会社製

HOP316-S34113-21-J, HOP316-S34213-21-J 計2台

6 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和5年版建築保全業務共通 仕様書による。

7 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

Ⅱ 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

ア業務着手届

2 部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

着手届の余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

イ 業務責任者指定通知書

2部

ウ業務責任者経歴書

2 部

工 業務日程表

2部

(2) 現場作業前に提出するもの(該当しない項目は除外可)

事前に施設管理担当者に提出の上、承諾を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、承諾を得るまで作業ができないものとする。

ア 安全管理体制表

1 部

安全管理体制・安全活動計画

イ 施工管理

1部

- (ア) 履行(施工)計画書
 - ① 連絡体制·履行体制表
 - ② 資格者名簿(本業務に必要な資格)
- (4) 整備要領書

各整備作業について整備手法、手順など詳細な作業手順書を記載

ウ 品質管理

1部

(7) 品質管理体制・社内検査体制表

(3) 現場作業中に提出するもの

ア 作業日報1部イ 週間予定表1部

(4) 業務完了時に提出するもの

ア提出図書目録2部イ整備報告書2部

各整備作業について整理し、一括提出すること。

整備及び検査等に使用する測定機器等については、検査成績書及び校正履歴などの管理記録を併せて提出すること。

また、該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回交換推奨部品や点検推奨項目等を報告書に記載すること。

ウ 業務記録写真

業務記録写真は、各整備の整備前、整備中、整備後を撮影して2部提出すること。 なお、そのうち1部は両面カラーコピーとする。また、写真の整理及び提出物は以下のと おりとする。

- ・写真は、解像度が130万画素(1,280×960)程度以上のカメラで撮影すること。
- 写真の大きさは、原則としてDSC (89×119)とする。
- ・写真はA4S版以内のファイルに整理する。
- ・プリンターはフルカラーで300dpi以上
- ・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化の生じないもの
- エ 試験成績表(各種測定表を含む)

2部

測定結果については、発注者が別途示す基準値及び許容値を併記し、良否判断が可能な構成とすること。

才 業務完了届

2部

カ 完成図面等

2部

(5) 任意に提出を求めるもの

名称及び提出時期は次のとおり。

ア 施設管理担当者との打合せ記録簿(打合せの都度)2部

イ 異常報告書(速報)

2部

各種測定記録時に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合に はただちに速報を提出すること。

(6) 提出図書等の様式

提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。

- 2 検査に使用する測定器及び計装用計器(以下、「測定器等」という)
 - (1) 検査に使用する測定器等は、校正又は点検調整済みの機器とし、事前に校正記録、検査成績書、 点検表及び使用期限を明示した記録を提出し、施設管理担当者の承諾を受けること。
 - (2) 測定器等は、その測定に必要とされる精度のものを使用すること。
 - (3) 測定器等は十分な保管管理を行い、使用しない時は専用のケース及び場所に保管し損傷等による測定値の誤りのないようにすること。
 - (4) 測定器等を損傷させた場合及び誤測定が発生した場合は、代替品により再測定を行うこと。 この場合も(1)同様事前承諾を受けること。
- 3 適用法令
 - (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。
 - (2) その他適用法令及び適用規格

業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。

- ア 日本工業規格
- イ 内線規程
- ウ消防法
- 工 建築基準法
- 才 建設業法
- カ その他関連法令、規格
- 4 業務条件

業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

休日 (土・日曜日及び祝祭日)に業務を行う場合及び下記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

- ・業務時間:8時30分~17時00分
- (1) ごみ受入、各基ごみ焼却炉の運転、焼却灰搬出の停止期間及び履行期間中の他予定業務・工事は特記による。
- (2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

- 5 業務責任者
 - (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - ア氏名
 - イ 年齢
 - ウ経歴書
 - エ 受託者との雇用関係を証明する書類等
 - (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは、実際に整備作業(資材・機材の搬入、仮設作業等を含む)が行われている期間を示し、以下の期間を除く。
 - ・契約から現場施工に着手するまでの期間
 - ・炉の切替期間など、整備作業が全面的に一時中止している期間
 - (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。
- 6 業務担当者
 - (1) 次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。

なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。

- ア 電気主任技術者
- イ その他関連法令等上で必要となる資格

- 7 建物内外施設等の利用
 - (1) 居室等の利用 原則として利用できない。
 - (2) 資材置場、仮設事務所

資材置場、仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と十分協議し、当工場 の運転管理に支障が生じないように計画すること。

Ⅲ 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材(機器付属品は除く)
- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等(支給品除く)
- (4) 業務の実施に必要な事務所等の仮設設備
- (5) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費
- (6) 文具等の事務消耗品
- (7) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 業務条件

- (1) 履行期間中においても、ごみの受入れ及び焼却炉の運転は継続していることから、関連設備の整備を行う場合は、運転中の焼却炉等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 委託期間中において、焼却炉の運転休止に関る作業については施設管理担当者と綿密な調整を図りながら、次の予定停止期間内で実施すること。
- (3) 焼却炉等の予定停止期間(計画)

焼却施設 中間整備期間

令和6年(2024年)6月4日~令和6年(2024年)7月23日(全停雷期間)

令和6年(2024年)6月29日~令和6年(2024年)6月30日 ※上記日程は、変更される場合がある。

3 ダイオキシン類ばく露対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露対策要綱」(平成 26 年 1 月 10 日付基発 0110 第 1 号) に基づき作業を実施するものとし、粉じん対策ダイオキシン類飛散防止対策については、次のことに留意すること。

- (1) ダイオキシン飛散防止要領(該当しない項目は除外可)
 - ア 発注者主催のダイオキシン類ばく露防止対策委員会に出席すること。
 - イ 前号協議事項及び受託者が提出するダイオキシン類飛散防止計画書に基づき養生した後、施設 管理担当者の承諾を受けること。
 - ウ エアシャワー室 (附帯する設備及びエアシャワー室用エアを含む) は、他業務で設置した設備 又は工場に設置されている設備を使用すること。
- (2) 管理区域

保護具は管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

	, 1947 tt - H 1 7071		<u> </u>	70 7 - 0
	場所名	管理区域	保護具レベル	備考
ア	炉室	第1管理区域	レベル1	

- 4 仮設設備等及び作業動線養生
 - (1) 事前に仮設計画書を提出し、施設管理担当者の承諾を得ること。
 - (2) 通路及びエレベーター等の作業動線を養生すること。

5 緊急措置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告の上、処置方法を協議し対処すること。

6 支給材料

整備仕様に示すとおり。

また、支給材料の数量、外観、機能検査を行い、疑義がある場合は直ちに施設管理担当者へ連絡すること。

7 廃棄物の処理

(1) 業務の実施に伴う発生材の処理方法は以下のとおりとする。

	発生材・廃棄物名	処理方法
ア	廃金属	廃金属置場へ搬出
イ	廃油	廃油置場へ搬出
ウ	その他可燃物	2F倉庫へ搬出

(2) 仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受託者の負担とする。

⇒n, / 	# # # # # # # # # # # ## ## ## ## ## ##	1501 5TA	株子 / thu - lu / to Tr - v か k - さっ - 東 - で	必要資材			+ 4A II
設備	整備個所	図番	整備内容及び特記事項	名 称 規格・寸法			支給品
1 電油操作器整備	1 炉圧調整ダンパ用電油操作器整備	3 4	1.整備内容 電油操作器の分解、点検及び清掃を行う。 (1) 各機器及び部品を分解、点検及び清掃すること。 (2) 本体内部、外部及びモータを点検及び清掃すること。 (3) 支給品を交換すること。 (4) 組立て及び油圧油の入替えを行うこと。 (5) シリンダ供給圧力を安全弁にて1.5MPaとなるように調整すること。 (6) ゼロ・スパシ調整(動作調整、出力信号調整)を行うこと。 (7) 中央制御室からのループテストにより動作確認を行うこと。 開度入力信号25%刻みで 0% から 100% 及びその逆の動作試験を必須とし、操作角開度[%]、開度出力信号[mA]及びダンパ開度[%]を測定すること。 なお、試験実施にあたっては施設管理担当者の立会いのもとで行い、 試験実施後に測定結果を提出し、承認を受けること。 (8) 塗装を行うこと。(材工共) 2. 対象機器 岡谷精立工業株式会社製 HOP2-S36113-110-J(1号、2号) 計2台	パッキンセット HOPバルブ(200V,プッシュボタン付) グリセリン入り圧力計 圧力計用Oリング 油圧油	PGS-HOP2,22,313,316-12 E2M A1/4G×60×3MPa AN6227 #4 ISO VG32相当	2 個	支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支

####

⇒n, At	## ## Im ==	ाजा गर	本本/出土したって くりをトラフェディで	必要資材			±44 II	
設備	整備個所	図番	整備内容及び特記事項	名 称 規格・寸法		— 数量 —	支給品	
1 電油操作器整備		2 5	1. 整備内容 電油操作器の分解、点検及び清掃を行う。 (1) 各機器及び部品を分解、点検及び清掃すること。 (2) 本体内部、外部及びモータを点検及び清掃すること。 (3) 支給品を交換すること。 (4) 組立て及び油圧油の入替えを行うこと。 (5) シリンダ供給圧力を安全弁にて1.5MPaとなるように調整すること。 (6) ゼロ・スパン調整・動作調整、出力信号調整を行うこと。 (7) 中央制御室からのループテストにより動作確認を行うこと。 開度入力信号25%刻みで 0% から 100% 及びその逆の動作試験を必須とし、操作角開度[%]、開度出力信号[mA]及びダンパ開度[%]を測定すること。 なお、試験実施にあたっては施設管理担当者の立会いのもとで行い、 試験実施後に測定結果を提出し、承認を受けること。 (8) 塗装を行うこと。(材工共) 2. 対象機器 岡谷精立工業株式会社製 HOP2-S36113-110-J(1号、2号) 計2台	パッキンセット HOPバルブ(200V,プッシュボタン付) グリセリン入り圧力計 圧力計用Oリング 油圧油	PGS-HOP2,22,313,316-12 E2M A1/4G×60×3MPa AN6227 #4 ISO VG32相当	2 個 2 個	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	

####

⇒n, 8#	the life has the	ारम चर्च-	おきましたってくのからっすって	必要資材				+ 4
設備	整備個所	整備 個 所 図番 整備内容及び特記事項 —		名 称	名 称 規格・寸法			支給品
1 電油操作器整備	3 誘引通風機入口ダンパ用電油操作器整備	2 6	1. 整備内容 電油操作器の分解、点検及び清掃を行う。 (1) 各機器及び部品を分解、点検及び清掃すること。 (2) 本体内部、外部及びモータを点検及び清掃すること。 (3) 支給品を交換すること。 (4) 組立て及び油圧油の入替えを行うこと。 (5) シリンダ供給圧力を安全弁にて1.5MPaとなるように調整すること。 (6) ゼロ・スパン調整(動作調整、出力信号調整)を行うこと。 (7) 中央制御室からのループテストにより動作確認を行うこと。 開度入力信号25%刻みで 0% から 100% 及びその逆の動作試験を必須とし、操作角開度[%]、開度出力信号[mA]及びダンパ開度[%]を測定すること。 なお、試験実施(にあたっては施設管理担当者の立会いのもとで行い、試験実施後に測定結果を提出し、承認を受けること。 (8) 塗装を行うこと。(材工共) 2. 対象機器 岡谷精立工業株式会社製 HOP316-S34213-21-J(1号) 1台 HOP316-S34113-21-J(2号) 1台 計2台	パッキンセット	PGS-HOP2,22,313,316-12 E1M A1/4G×60×3MPa AN6227 #4	2 2	組 個 個 枚 個 L	を を を を を を を を を を を を を を た る た る た る

####